

京都市計画段階環境影響評価（戦略的環境アセスメント）要綱第18条第5項の規定により、伏見区総合庁舎整備事業計画に係る環境配慮報告書（以下「報告書」という。）が提出されましたので、同条第6項の規定に基づいて、次のとおり公告するとともに、報告書を縦覧に供します。

平成17年8月10日

京都市長 榊本 頼兼

1 計画策定局長等名及び担当部局名

(1) 計画策定局長等名

京都市文化市民局長

(2) 担当部局名

文化市民局市民生活部区政推進課

2 対象計画の名称及び種類

(1) 名称

伏見区総合庁舎整備事業計画

(2) 種類

建築物の新築 [第二種計画]

3 対象計画に定めようとする目的及び概要

(1) 目的

現在、分散立地している区役所の区民部、福祉部（福祉事務所）、保健部（保健所）の各庁舎を統合し青少年活動センターを併設した総合庁舎を平成20年度に整備することにより、より一層の区民サービスの向上を図るとともに、区役所機能の強化を図るものである。

(2) 概要

事業の種類	建築物の新築 [第二種計画]
事業の位置	伏見区東組町 ほか
事業の規模	延床面積 約16,000㎡

**【その他の事業概要】**

敷地面積 約9,610㎡ (現区役所敷地 約2,460㎡)

4 報告書の縦覧の場所, 期間及び時間

(1) 縦覧の場所

京都市環境局地球環境政策部環境管理課

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 京都朝日ビル4階

(2) 縦覧の期間

平成17年8月10日から同年9月9日まで(日曜日, 土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

「午前9時30分から正午まで」及び「午後1時から午後4時30分まで」

(環境局地球環境政策部環境管理課)